

高度化法の中間評価の基準となる 目標値について

2020年7月31日

資源エネルギー庁

はじめに

- 第36回及び37回制度検討作業部会（令和元年12月6日及び令和元年12月24日開催）では、本年度より開始された高度化法の中間評価の基準となる目標値（以降、中間目標値）や化石電源グランドファザリング(以降、化石電源GF)の具体的な数値の算出方法の決定を行った。
- 本年4月には事務局より、令和2年度の中間目標値の通知を各対象事業者に行った。
- その通知にあわせて、「平成30年度の非化石電源比率の実績値の基となる非化石エネルギー源の調達環境から大幅な事情の変更が見込まれる場合には、令和2年5月末までに連絡し、その根拠となる資料と併せて変更内容を説明すること」を求めた。
- その結果、一部事業者より、非化石電源の調達環境の大幅な事情の変更が見込まれる案件及び既存契約の解除等に該当する案件について、報告がなされた。
- 上記の報告案件等に対する今後の対応についてご議論頂きたい。

本日の審議内容

- 1. 大幅な事情の変更が見込まれる案件に対する対応について**
- 2. 電源開発や公営水力等の既存契約の解除等に対する扱いについて**

大幅な事情の変更についての過去の整理

- 第二次中間とりまとめでは、対象事業者の化石電源GFの算定において、**大幅な事情の変更が見込まれる場合には精査を行う**こととしている。
- 本年4月に対象事業者へ中間目標値を通知した際に、「**平成30年度の非化石電源比率の実績値の基となる非化石エネルギー源の調達環境から大幅な事情の変更が見込まれる場合には、令和2年5月末までに連絡し、その根拠となる資料と併せて変更内容を説明すること**」を求めた。

令和元年7月制度検討作業部会第二次中間とりまとめ P.25より抜粋

(化石電源グランドファザリング (特例措置) の設定方法について)

化石電源グランドファザリング (特例措置) の設定により、非化石電源比率の低い事業者 (特例措置対象事業者) に対しては、目標値を一定程度引き下げることで配慮を行うとともに (非化石電源比率の低い事業者に対する負担軽減措置)、非化石電源比率の高い事業者にとっては、目標値以上の非化石価値を証書化し販売することで、非化石電源の利用の促進に係るインセンティブを与えることになる。

化石電源グランドファザリング (特例措置) は非化石電源比率の低い事業者に設定されることになるが、化石電源グランドファザリング (特例措置) の設定のための非化石電源比率の判定にあたっては、事業者が非化石電源比率を引き下げて、多くの特例措置を受けようとする行動を招かないようにすることが必要である。

こうした観点から、非化石電源比率の意図的な引き下げが出来ない時点の非化石電源比率を参照し、また、現時点の化石電源の調達状況と大きく乖離しない時点を参照する観点から、国が高度化法に基づき対象事業者から報告を受けている非化石電源比率等を用いて、第1フェーズにおける化石電源グランドファザリング (特例措置) を設定することとする。具体的には、2018年度の対象事業者の非化石電源比率を用いて、第1フェーズにおける化石電源グランドファザリング (特例措置) を設定する。※なお、化石電源グランドファザリング (特例措置) の趣旨は、「化石電源等の電気を調達していた小売電気事業者について、非化石電源の電気を新規に調達することの困難性や事業環境の激変を防ぐという観点から、化石電源の調達に一定の配慮を行うこと」であることを踏まえて設置されるもの。

※対象事業者の化石電源グランドファザリング (特例措置) の算定において、大幅な事情の変更が見込まれる場合には精査を行う。

電源開発や公営水力等の既存契約の解除等について過去の整理

- また、第二次中間とりまとめにおいて、2018年度以降、電源開発や公営水力等との電気の既存契約を解除するなどにより、非化石電源の電気が調達できなくなった場合については、非化石電源の調達環境が悪化していると考えられるため、事業者からの申請を踏まえ、化石電源GF設定基準年から、当事者間の契約に基づき調達していた電力量分を控除することとしている。

令和元年7月制度検討作業部会第二次中間とりまとめ P.34-35より抜粋

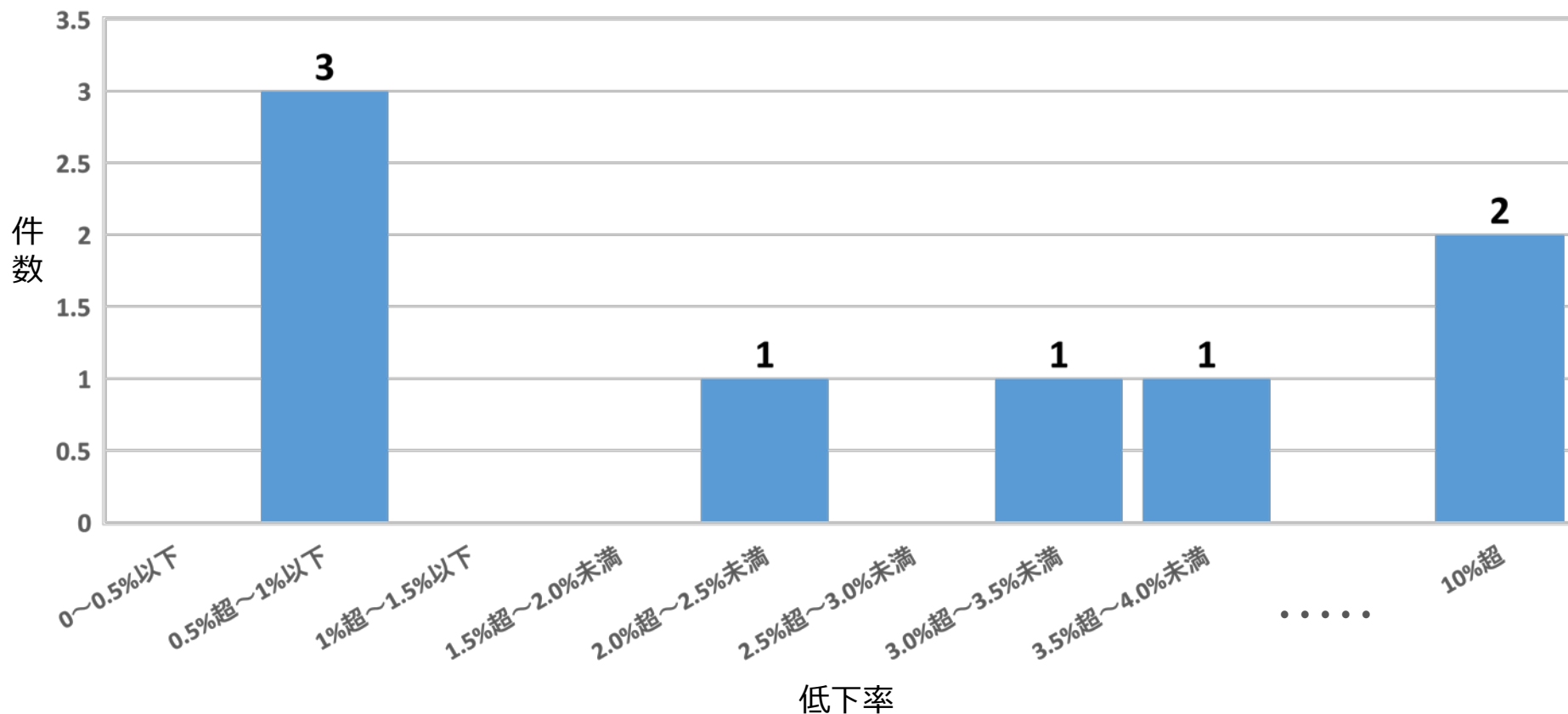
2018年度以降、電源開発や公営水力等との電気の既存契約を解除するなどして非化石電源の電気が調達できなくなった場合や、既存契約を維持しつつも発電事業者から小売電気事業者に非化石価値(非化石証書)が移転しない場合については、事業者からの申請を踏まえて、当該小売電気事業者の化石電源グランドファザリング(特例措置)設定時の基準において調整するなどの対応を行うことが考えられる。但し、後者の場合において、電気の価格を引き下げる等の措置をとることで、小売電気事業者は事実上無償で証書を手続きすることが可能となるが、こうした場合にも化石電源グランドファザリング(特例措置)を調整すると、多くの事業者が追加的に化石電源グランドファザリング(特例措置)を設定されることで化石電源グランドファザリング(特例措置)の効果が減少し、小売電気事業者の負担が増加する恐れがある。

既存契約の解除等によって非化石価値を調達できなくなった場合については、非化石電源の調達環境が悪化していると考えられるため、事業者からの申請を踏まえて、グランドファザリングの設定時の基準から、当該契約に基づき調達していた電力量分を控除することとする。

大幅な事情の変更が見込まれる案件に対する対応について①

- その結果、計8事業者より、2018年度の化石電源GF設定時から非化石電源の調達環境の大幅な事情の変更が見込まれる案件の報告があった。
- 申請事業者毎の、2018年度対比で2020年度に見込まれる非化石電源からの電気調達比率が低下する割合は以下の通り。

大幅な変更の事情として申請された件数と案件毎の非化石電源の低下率



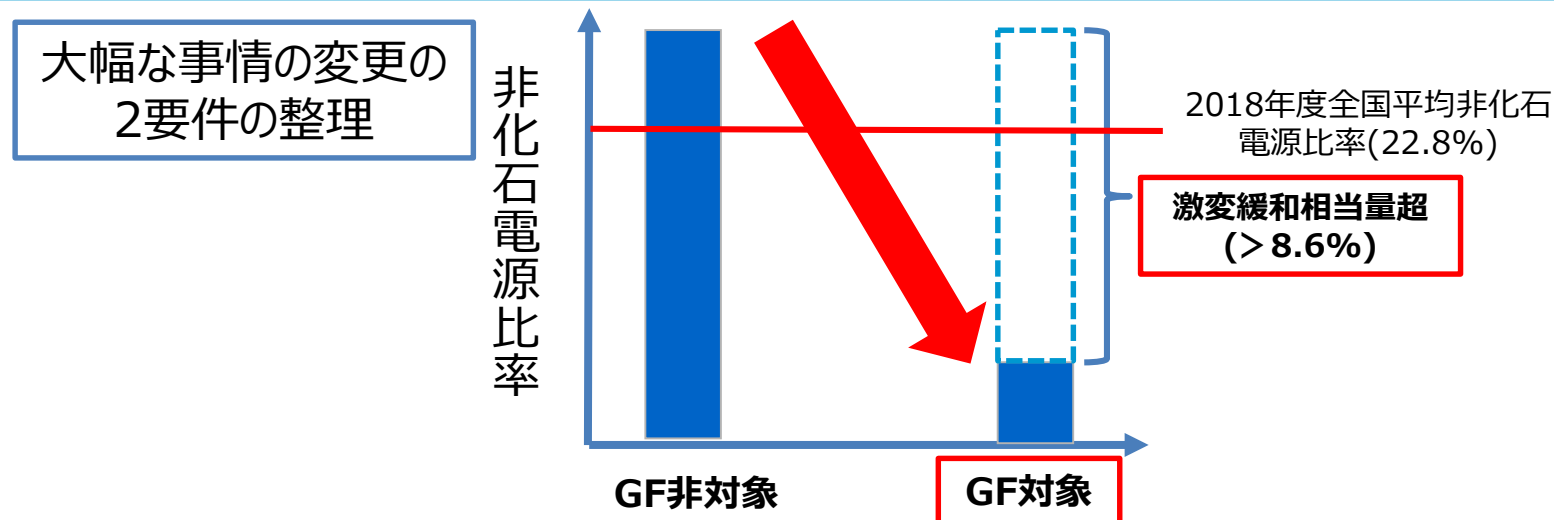
大幅な事情の変更が見込まれる案件に対する対応について②

- 計8事業者の主な報告案件の概要は以下の通り。

No.	非化石電源比率			主な理由
	変更前 (2018年度実績)	変更後 (2020年度見込)	増減	
1	26%	9%	▲17%	公営水力等との既存契約解除に伴うもの。
2	30%	20%	▲10%	保有する非化石電源の稼働停止に伴うもの。
3	13%	9%	▲4%	公営水力等との既存契約解除に伴うもの。
4	41%	38%	▲3%	保有する非化石電源の稼働停止に伴うもの。
5	16%	14%	▲2%	電源開発との既存契約解除の可能性及び公営水力等との既存契約解除に伴うもの。
6	22%	21%	▲1%	公営水力等との既存契約解除に伴うもの。
7	21%	20%	▲1%	電源開発との既存契約解除の可能性及び公営水力等との既存契約解除に伴うもの。
8	14%	14%	▲0%	電源開発との既存契約解除の可能性及び公営水力等との既存契約解除に伴うもの。

大幅な事情の変更¹に該当する要件について(案)

- これまで、どのようなケースが「大幅な事情の変更」に該当し、精査をした結果として、どのような対応をするのか、明確な取り決めがなされていなかった。
 - **ただし、今年度より中間目標値が開始されている中、大幅な事情の変更による個社の中間目標値を見直すにあたっては、適用対象を相当に限定的かつ慎重に行うべきもの。**
 - そのため、以下2要件いずれも満たす場合について「大幅な事情の変更」と該当するものとし、そのようなケースに限って個社の化石電源GFおよび中間目標値の見直しを行うこととしてはどうか。
1. 基準年である2018年度の非化石電源比率において、**化石電源GFの設定対象外であった小売電気事業者が、既存契約の満了等により2020年度の実績見込比率において、GF設定対象基準に至るまで非化石電源比率が低下する場合。**
 2. 1の低下率が、第1フェーズに設定した**激変緩和相当分(8.6%)を超えるような大幅な低下率となる場合。**



具体的な中間目標値の見直しについて(案)

- 当該要件とした場合、前掲報告案件概要におけるNo.1と2の事業者が該当。
- なお、当該変更に伴う化石電源GFの再設定においては、既設のその他事業者の同GFの数値に影響を与えないものとし、対象事業者個社目標のみ再設定を行うこととする。
- なお、申請内容は精査のうえ、判断を行うこととする。また、本要件は第1フェーズのみを対象とし、第2フェーズ以降は改めて議論を行うこととする。

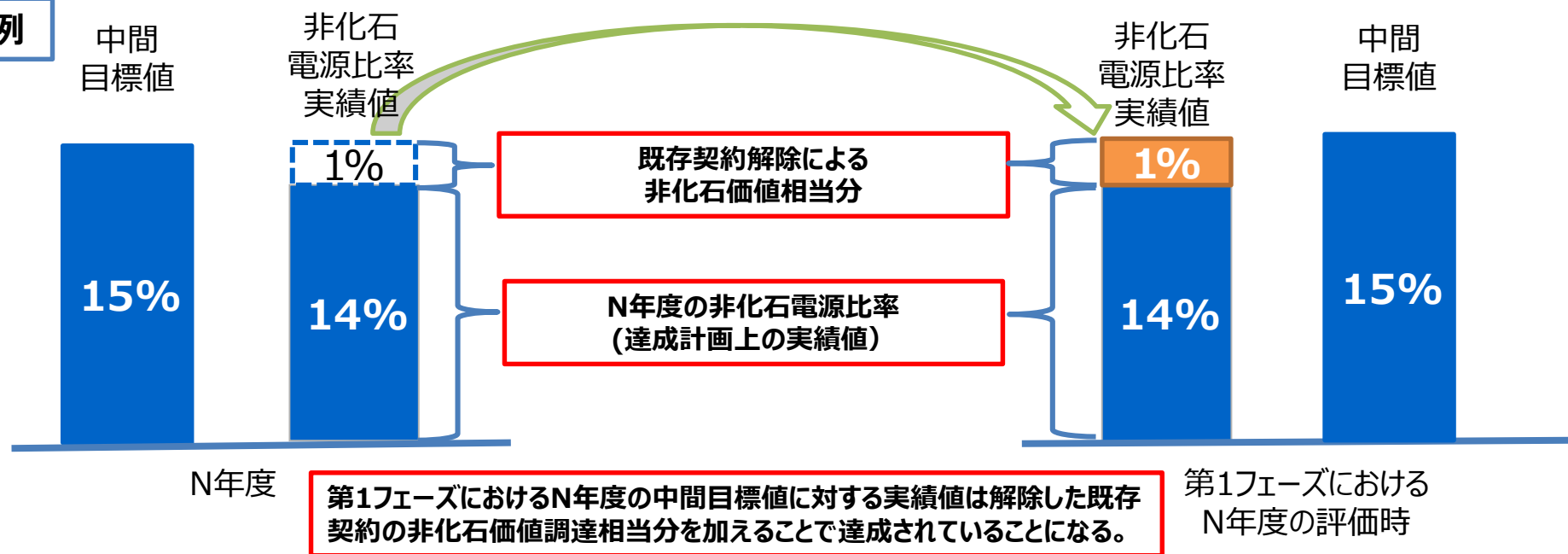
電源開発や公営水力等の既存契約の解除等に対する扱いについて①（案）

- 前掲の中間とりまとめに記載の通り、「既存契約の解除等によって非化石価値を調達できなくなった場合については、非化石電源の調達環境が悪化していると考えられるため、事業者からの申請を踏まえて、グランドファザリングの設定時の基準から、当該契約に基づき調達していた電力量分を控除することとする。」としていたが、これまでどのように対応するか、明確な取り決めがなされていなかった。
- ただし、今年度より中間目標値が開始されている中、既存契約の見直しに伴う個社の中間目標値を見直すにあたっては、適用対象を相当に限定的かつ慎重に行うべきもの。
- そのため、当該控除の対象としては、これまでの議論を踏まえ、既存の電気の契約が維持される場合は含めず、既存契約が解除となった場合のみ、としてはどうか。
- なお、既存契約における非化石証書の移転等については、第35回制度検討作業部会での「非化石価値取引市場に関する既存契約見直し指針」に基づき契約当事者間で協議が行われている状況。
- 当該指針に基づき、既存契約の見直しにより非化石価値を移転させるか否か、移転させない場合については電気の売買条件の変更や契約を解消するか否か等については、当事者間で真摯に協議を行うことが望ましいとされている。

電源開発や公営水力等の既存契約の解除等に対する扱いについて②（案）

- また、既存契約の解除に伴う電力量の控除に係る申請の具体的方法ややり方等についても、これまで明確な取り決めがなされていなかった。
- それについては、**同契約の非化石価値調達相当分（＝既存契約の解除に伴う控除量）を、第1フェーズでの中間目標値の評価において、対象年度の個社の目標値に対する非化石電源比率の実績値に加えることとしてはどうか。**なお、既存契約の解除の根拠となる資料については、毎年の高度化法の達成計画の提出時期に合わせて提出することを求め、内容は事務局による精査を行うこととしてはどうか。
- なお、本要件については、第1フェーズのみを対象とし、第2フェーズ以降は改めて議論を行うこととする。

例



(ご参考) 第31回制度検討作業部会におけるご意見

既存契約の解除等と電力量分の控除について

スライド16ですが、その前、前回の整理のところ、検討が必要ではないかということを書いていただいて、その後、検討して控除するというようなことについて具体的な提案が出てきたと思います。

これについては、既存契約の解除等なんですけれども、既存契約の解除であれば、これは非常に自然な提案なんだろうというふうに思います。既存契約が解除された後でも、義務だけ残って価値は外に出ちゃうというのはちょっと厳しすぎるんじゃないかというのは、とてももつともだと思うんですが、前の資料では既存契約は残っているけれど、価値が発電事業者に帰属して、それを渡してくれないというようなものと2つの類型が書いてあったんですね。等というので2つの類型がともに含まれるんだとすれば、私は反対です。

これは前回も言いましたが、これをてこにして総括原価と地域特性に守られていた時代に結んだ長期契約というので困り込んで電源というのを、ぜひとも出してほしいということをやっと考えられているわけで、それでてこにできるはずだというふうに思っています。

これに関しては、既存の契約というのでどうしても手放さないというのだとすれば、価値は当然発電事業者に移行して、小売事業者はそのまま義務を負うというのは、そんなにめっちゃめっちゃ不自然なことではないと私は思いますので、この等というのに関しては、そちらを含んでいるんだとすると反対です。

いずれにせよ、控除するという、それに該当するかどうかということ申請を踏まえてちゃんと精査するというのであれば、それは弾くということは含まれていると思うので、この文言のまま問題ないと思いますが、等というのがむやみに拡大しないようにということの前提で賛成いたします。